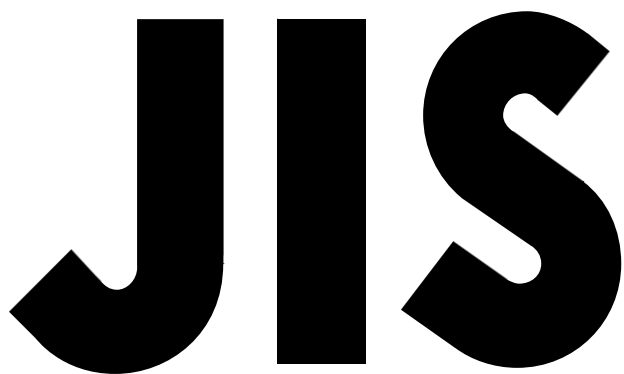




家庭用及びこれに類する用途の
プラグ及びコンセントー
第 2-6 部：固定配線用インターロックをもつ
スイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-6 : 2007
(IEC 60884-2-6 : 1997)

平成 19 年 1 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	池 田 久 利	IEC/SB1 委員 (株式会社東芝 電力・社会システム社)
	石 塚 昶 雄	社団法人日本原子力産業会議
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	香 川 利 春	東京工業大学
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	坂 下 栄 二	IEC/ACOS 委員 (技術協力安全センター)
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	佐 藤 政 博	財団法人電気安全環境研究所
	高 橋 健 彦	関東学院大学
	高 山 芳 郎	社団法人日本電線工業会
	千 葉 信 昭	社団法人電池工業会 (東芝電池株式会社)
	恒 川 真 一	社団法人日本電球工業会 (東芝ライテック株式会社 管球照明社)
	椿 広 計	筑波大学
	徳 田 正 満	武蔵工業大学
	長 岡 正 伸	社団法人日本電機工業会
	能 見 和 司	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟
	福 田 和 典	社団法人日本配線器具工業会 (東芝ライテック株式会 社 電材照明社)
	村 岡 泰 夫	社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 19.1.20

官 報 公 示：平成 19.1.22

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

社団法人日本配線器具工業会

(〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 13-4 第 11 村上ビル TEL 03-5640-1611)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般要求事項	2
5 試験に関する一般注意事項	2
6 定格	3
7 分類	3
8 表示	3
9 寸法検査	4
10 感電に対する保護	4
11 接地接続の手段	5
12 端子及び終端	5
13 固定形コンセントの構造	5
14 プラグ及び可搬形コンセントの構造	6
15 インターロックされたコンセント	6
16 耐劣化性, 外郭による保護及び耐湿性	7
17 絶縁抵抗及び耐電圧	8
18 接地極の動作	8
19 温度上昇	8
20 開閉容量	8
21 通常動作	8
22 プラグを引き抜くのに必要な力	9
23 可とうケーブル及びその接続	9
24 機械的強度	9
25 耐熱性	9
26 ねじ, 通電部及び接続部	9
27 沿面距離, 空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離	9
28 絶縁材料の耐過熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	9
29 耐腐食性	10
30 絶縁スリーブ付きピンの追加試験	10
参考文献	11
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS C 8282 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8282-1 第 1 部：通則

JIS C 8282-2-1 第 2-1 部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項

JIS C 8282-2-2 第 2-2 部：機器用コンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-3 第 2-3 部：固定配線用インターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-5 第 2-5 部：アダプタの個別要求事項

JIS C 8282-2-6 第 2-6 部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項

JIS C 8282-2-11 第 2-11 部：引掛形などの接続器の個別要求事項

家庭用及びこれに類する用途の プラグ及びコンセントー

第 2-6 部：固定配線用インターロックをもつ スイッチ付きコンセントの個別要求事項

Plugs and socket-outlets for household and similar purposes—
Part 2-6: Particular requirements for switched socket-outlets with interlock
for fixed electrical installations

序文

この規格は、1997 年に第 1 版として発行された IEC 60884-2-6 を基に、技術的内容及び対応国際規格の構成を変更することなく作成した日本工業規格であり、JIS C 8282-1:2007（家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第 1 部：通則）と併読する規格である。

1 適用範囲

この規格は、家庭用及びこれに類する用途の交流専用の固定電気設備用のインターロック付きスイッチ式コンセントで、定格電圧が 50 V を超え 440 V 以下、定格電流が 32 A 以下の接地極付き又は接地極なしで、屋内用又は屋外用のものに適用する。

この規格に基づくインターロック付きスイッチ式コンセントは、完成ユニットとして供給される JIS C 8282-1 に基づくコンセント、JIS C 8281-1:2003 及び／又は JIS C 8281-2-1:2004 に基づくスイッチ付きインターロックの組合せによって構成される。

ねじなし端子付固定形アクセサリの定格電流は、最大 16 A を限度とする。

この規格は、埋込形取付ボックスの要求事項は扱っていない。

ただし、この規格は、コンセントの試験に必要な露出形取付ボックスに関する要求事項は扱う。

注記 1 取付ボックスの一般要求事項は、JIS C 8462 で扱う。

注記 2 JIS C 8211, JIS C 8221, 及び JIS C 8222 に基づく装置を組み込んでいるインターロックコンセントは、この規格では扱わない。関係する場合には、この規格は、これらのアクセサリの要求事項及び試験のガイドとして使用できる。

この規格は、次のコンセントには適用しない。

- ー 産業用途のインターロックコンセント
- ー SELV（安全特別低電圧）用のインターロックコンセント

この規格に適合するアクセサリは、通常 25 °C 以下で、時々 35 °C に達する周囲温度で使用するのに適している。